

指定席利用型かつ往復利用型の特別企画乗車券の払いもどしについて

用語の定義	無割引の運賃	当該特別企画乗車券の設定区間に対する所定運賃をいいます。 このとき、当該特別企画乗車券の発着駅の表示や経路が複数ある場合は、実際に利用した発着駅や経路で計算します。
	無割引の料金	当該特別企画乗車券の設定区間に対する繁忙期、通常期、閑散期に応じた乗車日基準による所定の料金をいいます。 このとき、当該特別企画乗車券の発着駅の表示や経路が複数ある場合は、実際に利用した発着駅や経路で計算します。また、指定券発行済券片については、指定券の交付を受けるかまたは実際に利用した列車および設備によって計算します。 なお、乗継割引が適用となる場合には、乗継割引を適用した料金とします。
	特払額	運行不能及び遅延等による払いもどしを行う場合の、特定の払いもどし額をいいます。

払いもどし	使用開始前	<p>未使用で有効期間開始日前または有効期間内に限り、発売額から次に定める手数料のうち該当するものの合計額を差し引いた額を発売箇所払いもどします。(ただし、食事券等とセットで発売した特別企画乗車券は、セットした食事券等と同時に払いもどす場合に限り取り扱います。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(払いもどし額) = (発売額) - (手数料) (手数料) = (A) + (B) (A)乗車券部分 … 210円 (B)料金券部分 指定券未発行券片(料金区間毎) … 320円 指定券発行済券片(料金区間毎) ・乗車する日の2日前まで … 320円 ・乗車する日の前日から原指定券の出発時刻まで … 無割引の料金 × 30% (ただし、最低320円) ・原指定券の出発時刻以降 … 原指定券片毎の無割引の料金全額 徳島発「広島のだみ往復きっぷ」、「博多のだみ往復きっぷ」に係る 徳島～岡山間の自由席利用区間 … 210円</p> </div> <p>「料金区間毎」とは、当該区間の乗車に必要な無割引の料金を収受した場合の、その料金券の券片毎のことをいいます。(旅客営業規則第57条の第2項に定める、2個以上の列車を乗り継いだ場合でも途中出場しない限りは全区間通しの特急料金で計算することが認められている区間については、乗り継ぎ利用する場合でも1列車とみなします。)</p> <p>指定席タイプで、料金区間毎の料金券部分が320円に満たない場合の手数料は、その料金券部分全額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例) ゆき・かえりともに指定券交付された、松山・今治ゾーン発の「阪神往復フリーきっぷ(4日間用)」を当日列車出発前に払いもどす場合 松山発着で、「ゆき」(通常期)が出発時刻前、「かえり」(通常期)が2日前までの場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="text-align: right;">発売額</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; border-left: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td style="border-left: 1px solid black;">- 手数料</td> <td style="border-left: 1px solid black;"> 210円 (運賃手数料) 420円 (「ゆき」の「しおかぜ」の料金手数料(1,410円 × 30%)) 930円 (「ゆき」の「のだみ」の料金手数料(3,120円 × 30%)) 320円 (「かえり」の「のだみ」の料金手数料) 320円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料) </td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;">= 払いもどし額 14,800円</td> </tr> </table> </div>		発売額	17,000円					- 手数料	210円 (運賃手数料) 420円 (「ゆき」の「しおかぜ」の料金手数料(1,410円 × 30%)) 930円 (「ゆき」の「のだみ」の料金手数料(3,120円 × 30%)) 320円 (「かえり」の「のだみ」の料金手数料) 320円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料)			= 払いもどし額 14,800円
	発売額	17,000円												
	- 手数料	210円 (運賃手数料) 420円 (「ゆき」の「しおかぜ」の料金手数料(1,410円 × 30%)) 930円 (「ゆき」の「のだみ」の料金手数料(3,120円 × 30%)) 320円 (「かえり」の「のだみ」の料金手数料) 320円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料)												
		= 払いもどし額 14,800円												

	<p>使用開始後</p>	<p>「ゆき」券は、使用を開始された後の払いもどしはいたしません。</p> <p>「かえり」券が未使用で有効期間内に限り、発売額から「ゆき」券の設定区間に対する片道の無割引の運賃・料金と、次に定める手数料のうち該当するものの合計額を差し引いた額を、発売箇所です払いもどします。ただし、「ゆき」券の設定区間に対する片道の無割引の運賃・料金及び手数料の合計額が発売額をこえる場合は、払いもどしをいたしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔払いもどし額〕 = (発売額) - (「ゆき」部分の無割引の運賃・料金) - (手数料)</p> <p>〔手数料〕 = (A) + (B) + (C)</p> <p>(A)乗車券部分 …… 210円</p> <p>(B)料金券部分</p> <p style="padding-left: 20px;">指定券未発行券片(料金区間毎) …… 320円</p> <p style="padding-left: 20px;">指定券発行済券片(料金区間毎)</p> <p style="padding-left: 20px;">・乗車する日の2日前まで …… 320円</p> <p style="padding-left: 20px;">・乗車する日の前日から原指定券の出発時刻まで …… 無割引の料金×30%</p> <p style="padding-left: 40px;">(ただし、最低320円)</p> <p style="padding-left: 20px;">・原指定券の出発時刻以降 …… 原指定券片毎の無割引の料金全額</p> <p style="padding-left: 40px;">徳島発「広島のみ往復きっぷ」「博多のみ往復きっぷ」に係る</p> <p style="padding-left: 40px;">徳島～岡山間の自由席利用区間 …… 210円</p> <p>(C)施設代等相当部分</p> <p style="padding-left: 20px;">松江・境港ぐるりんパス …… 大人4,020円 小児1,950円</p> <p style="padding-left: 20px;">関門海峡ぐるりんパス …… 大人4,670円 小児2,280円</p> </div> <p>「料金区間毎」とは、当該区間の乗車に必要な無割引の料金を収受した場合の、その料金券の券片毎のことをいいます。(旅客営業規則第57条の第2項に定める、2個以上の列車を乗り継いだ場合でも途中出場しない限りは全区間通しの特急料金で計算することが認められている区間については、乗り継ぎ利用する場合でも1列車とみなします。)</p> <p>指定席タイプで、料金区間毎の料金券部分が320円に満たない場合の手料金は、その料金券部分全額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例) 指定券交付された、松山・今治ゾーン発の「阪神往復フリーきっぷ(4日間用)」の復路当日列車出発前に払いもどす場合</p> <p style="padding-left: 20px;">松山発着で、往路復路とも通常期の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">発売額</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">- 手数料</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">210円 (運賃手数料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">6,540円 (「ゆき」の無割引の運賃)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">1,410円 (「ゆき」の「しおかぜ」の無割引の料金)(乗継割引適用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">3,120円 (「ゆき」の「のぞみ」の無割引の料金)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">930円 (「かえり」の「のぞみ」の料金手数料 3,120円×30%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">420円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料 1,410円×30%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">= 払いもどし額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">4,370円</td> </tr> </table> </div>		発売額	17,000円	- 手数料	210円 (運賃手数料)			6,540円 (「ゆき」の無割引の運賃)			1,410円 (「ゆき」の「しおかぜ」の無割引の料金)(乗継割引適用)			3,120円 (「ゆき」の「のぞみ」の無割引の料金)			930円 (「かえり」の「のぞみ」の料金手数料 3,120円×30%)			420円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料 1,410円×30%)			= 払いもどし額	4,370円
	発売額	17,000円																								
- 手数料	210円 (運賃手数料)																									
	6,540円 (「ゆき」の無割引の運賃)																									
	1,410円 (「ゆき」の「しおかぜ」の無割引の料金)(乗継割引適用)																									
	3,120円 (「ゆき」の「のぞみ」の無割引の料金)																									
	930円 (「かえり」の「のぞみ」の料金手数料 3,120円×30%)																									
	420円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料 1,410円×30%)																									
	= 払いもどし額	4,370円																								
<p>運行不能及び遅延等による払戻し</p>		<p>無割引の運賃・料金を収受しているものとみなして、旅客営業規則の定めにより、発売額(ただし、特払額の定めがある場合はそれぞれの特払額)を限度として、発売箇所または着駅等で払いもどします。ただし、フリー区間については、この取り扱いは行いません。</p>																								
<p>紛失再発行</p>		<p>トクトクきっぷ(特別企画乗車券)は、紛失された場合でも再発行の取扱いをいたしませんので、ご注意ください。</p>																								